

昭和五十二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079

振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

総評労戦「統一」方針とICFTU	2
明らかとなった総評解散のプログラム	3
―総評の労戦統一方針について―	
資料1 労戦統一大会へむけたとりくみ(総評)	5
資料2 「総評センター(仮称)」の設置について	6
資料3 総評・官公労、連合首脳会談「合意事項」	8
資料4 連合と友愛会議・全官公「合意事項」	8
資料5 全官公の連合加盟への要請	9
その後の日教組運動の現状	10
―問われる福田・大場体制―	
資料6 教職員の服務規律の確保について(文部省)	13
資料7 文部省通知への「緊急指示」(日教組)	14
春闘、反合、労戦「統一」の態度が問われる	15
―第二回全国青年団結集会のとりくみの経験から―	
シバレル大地で四八時間の「ハンスト」	18
―国労清算事業団の仲間から―	
がんばる国労家族会	9

旬刊 社会通信

NO. 366

一九八八年四月二日

一九八八年四月二日発行
(毎月一日・二日・三日三回発行)

■巻頭言■

総評労戦「統一」方針とICFTU

総評は三月二十九日の拡大評議員会に、「労戦統一」大会にむけてのとりくみを提案した。内容は「全統」の話し合い、「総評センター（仮称）」「地方における統一」「連合への加盟促進」「専従者の保障及び総評会館について」の五点であり、これらの諸点を中心に討議を深め、夏の定期大会原案として、五月の第三回批評に提案することを決定した。とくに重要なのは「全統」の話し合いである。

これは、第二回総評・連合首脳会談に臨む総評の態度であるが、その内容は、事態がますます深刻化しつつあることを示している。

統一時期の目標は、一九八九年におかれており、「綱領的文書」として新たなものを作成する、とされている。

「内容的には、総評としては『目標とプロセス』を基本とするが、他方で『進路と役割』が、総評民間単産も参加して作られたものであること、総評もその作成過程で意見を述べ反映されている、ことに配慮する。官公労組固有の運動課題については補強していくが、この二つの文書は内容的に相対立するものではない」

「目標とプロセス」が、事実上全面放棄されようとしているのである。そうなれば、「進路と役割」がベースになることは言うまでもない。

さらに、ICFTU問題と「選別問題」については、次のように提起している。

「国際自由労連加盟については、……総評本部としては『統一ナショナルセンター結成時には加盟』の線で臨む」

「選別については、選別反対の態度を堅持し、統一ナショナルセンターの綱領・運動方針に賛同する全ての組合に門戸を開放する」

統一ナショナルセンター結成時に、総評本部が存在しているのかどうかは、ともかく、ここで問題になっているのは、ICFTUの方針や内容ではない。ICFTUに加盟しない組織があることを承知の上で、否、承知しているからこそ、加盟を「踏み絵」としてもち出している点に問題があるのである。（ついでながら、総評本部はICFTU加盟にむけて、傘下全単組に対して、「首切りや賃下げに無抵抗であってはならない」というゲキを飛ばすべきであろう。さもなければ、ICFTUの方針に反することになるからだ）

「進路と役割」もまた「踏み絵」である。その内容にはICFTUもビックリしているだろうが、総評自身も、「基本構想時代」には、「五項目補強見解」を決定せざるを得なかった。総評自身が、そのままでは受け入れ難いと判断せざるを得ない内容だったのである。そして、「進路と役割」が「基本構想」の「お色直し」にすぎないことは、誰でも知っていることである。

二つもの「踏み絵」を用意して、「踏んだ人は差別しないので、選別ではない」——これが総評本部の見解である。

例えば、皮膚の色などの変えることのできない事情を理由に、「区別的扱い」することは、アパルトヘイトと呼ばれる。

受け入れ難い条件をもち出して、受け入れた労組と受け入れない労組を「区別して待遇する」ことは、団結権侵害の不当労働行為と呼ばれている。

この二つの政策は二つながら、ICFTUが即時中止を求めて闘っている課題である。

明らかとなった総評解散のプログラム

——総評の労戦統一方針について——

三月二十九日、総評拡大評議員会がおこなわれ、議題の(二)に、「労戦統一大会へむけてのとりくみ(案)」、「総評センター(仮称)」の設置について(第一次素案)が明らかにされた。これによって、総評解散の青写真がほぼしめされ、今年の定期大会でこの方針が決定されるなら、総評は名実ともに解体の過程に入ることとなる。

以下、総評拡大評議員会の議案から、その問題点、そしてわれわれの課題を明らかにしておきたい。

「八九年解散」を提案

三月二十九日の拡大評議員会に提案された「労戦統一」方針の最大の特徴は、総評路線の承継をまったく断念し、「五項目補強見解」や「三つの問題点」など、大会でくり返し確認してきた総評の方針・態度すらあつさり捨てさり、全民労連による総評の吸収を認めるものとなっていることである。

くわしくは資料1を参照していただきたいが、ポイントは以下の通りである。

- (1) 「全的統一」の時期(総評解散)を一九八九年中に実現する。
 - (2) 統一ナショナルセンターの綱領的文書は「新たなもの」を作成する。
 - (3) 統一ナショナルセンターには、単産が個々に加盟する形をとる(ただし、官民ブリッジの形はとらないが、その可能性、形態については検討したい、と提案説明の中で述べる)。
- 解散の時期を一年早めて一九八九年としたことは、八七年の第七七回定期大会の討論の経過を無視しているだけでなく、全民労連の方針に屈したことを意味している。それは「案」にも明らかのように、総評の実質的解体が急で、九〇年までは組織がもたないからである。
- 第二の特徴は、統一ナショナルセンターの綱領的文書は、全民労連の「進路と役割」を基本にして作成することを次のようにはっきり認めていることだ。

(1) 「進路と役割」は、「総評民間単産が参加して作られたもの」であり、「総評もその作成過程で意見を述べ反映されている」こと、さらに、「目標とプロセス」とは「内容的に相対立するものではない」とされている。

つまり、「進路と役割」には総評の意見もとり入れられ、基本的に容認できるものであるから、「官公労組固有の運動課題については補強」することで足りる、としているのである。

(2) 「第二回総評・官公労、連合首脳会談合意事項」(資料3)によれば、総評・官公労は、「前回の会談で確認された重要課題(進路と役割、ICFTU問題、統一労組懇問題)について、これを満す努力」を「表明」している(なお補足しておけば、三月三日の第一回「首脳会談合意事項」には、統一労組懇問題は含まれていない。それが含まれていることは新聞報道にあっただけで、「重要課題」として明記されているのは、「進路と役割」と「ICFTU加盟問題」の二点だけであった。第二回会談の「合意事項」として突出させられたことになる)。

(3) 国際自由労連問題については、「満す努力」を表明したが、その意味では、総評自身加盟することであることが明確にされた。

三月の総評批評では、方針の文章——「総評本部としては、『統一ナショナルセンター結成時には加盟』の線で臨む」——の意味が不明であるとの意見が国公労連、日教組、全港労等からあいついだのに対して、真柄事務局長は次のような答弁をおこなった。

総評としては、労戦統一があるうとなかろうと国際自由労連に加盟すべきだという意味であり、解散する組織が現実加盟の手続きをとるかどうかは検討すべきだが、総評として加盟を決めたいということである、というのである。なお、真柄氏は提案説明のなかでは、国際自由労連と総評の運動は「著しく同じ」だと述べた。

第三の特徴は真柄事務局長が答弁のなかで、総評の「補強五項目見解」は解決したという見解を次のように表明したことだ。

(1) 「五項目」のうち、春闘、中小企業、企業体質問題の三点については、「進路と役割」の中にとり入れたというのが、従来からの見解であるが、これをもう一度強調した。

(2) 「反自民・全野党共闘」問題については、限りなく不可能に近いということともに、「反自民、非共産」を言うことによって全野党の放棄を明確にしたのである。

(3) 選別・排除問題については、それは事実関係としてないことを再度強調した。総評幹部は、右翼再編だと批判する勢力を入れないのは選別・排除ではないとの見解をすでに表明している。つまり、全民労連が明確にしている統一労組懸排除は、選別・排除ではないという「見解」を表明しているのである。「満す努力」とは、統一労組懸排除を認めるという意味にほかならない。

以上のことから、総評幹部がいう「全的統一」とは、全民労連を母体とする「統一」、すなわち、全民労連に飲みこまれて総評が消滅することであることが明確になった。

以上のような全民労連を母体とする「全的統一」はなにをもたらすか、すでにくり返し本誌で指摘してきたように、その本質は明らかとなった。

第一に、統一労組懸と左派排除が明確になったのであるから、真の意味の全的統一はありえないことが明確になった。それは黒川氏がくり返して述べている「今回の統一は再編をつうじた統一」という言葉をさらに実証するものだ。

第二に、したがってこれを「全的統一」としてすすめるとすれば、統一労組懸は独自のナショナルセンター結成へすすむことはさけられない。しかしその組織は、統一労組が主張する一八〇万人という数字はそのままうけとれないから、共産党系が一定の勢力をもつ単産で組織分裂に至る可能性がきわめて強いことが強調されねばならないのだろう。

「総評センター」では限界

もう一つの特徴は総評の清算組織である「総評センター」の青写真が資料2のように示されたことだ。「総評センター」は一九八九年九月を発足のメドとし、存続期間は五年間とすること、財政は現行総評会費納入人員二〇〇万人を確保し、一人月額二五〇円年会費総額六億円とする、とされている。このほか、基金として五億円を用途に検討することになっている。

二〇〇万人の九〇円は月額一億八千万である。統一ナショナルセンター会費が連合同じでスタートすると仮定すれば、実人員の九割の納入として、月額一億一千万強である（四二〇万×〇・九×三〇）。その差は七千万弱となり、論理上は年間六億を上まわることになる。

しかし、統一労組懸系はもとより、鉄鋼労連のような組織、政党支持自由の合化労連や

その他の民間単産が、総評解散後も月額九〇円の会費を払い続けると期待することはほとんどできない。仮りに現行総評会費を確保できるのが一五〇万人ぐらいになれば年間約三億円しか確保できないことになる。

したがって、「総評センター」の存続期間は、五年はとも無理であつて、総評解散後一回選挙をやるのがせいぜいいっぱいであり、二年間ぐらいが限度だろうといわれているのである。これではとても総評の歴史的伝統を継承することは不可能だ。

このように、三月の総評拡評は、今夏の定期大会で「八九年解散」を決定し、来年中には「解散」されるのが、総評自身によって示したのである。

われわれがはじめて経験することがらである。悩みも不安も多い。本誌がくり返し指摘してきたように、仲間が肩を組み、力を合わせ、方針を切り開いていくことが何よりも重要な課題である。

資料1 労戦統一——大会へむけてのとりくみ（総評、八八・三・二九）

労戦・春闘対策会議、臨時大会で当面のとりくみについて意思統一を行った。それ以後の経過と、それをふまえた定期大会までのとりくみを以下の通り提案する。

- 一、**全的統一の話し合い** 二月三日、第一回総評・連合首脳会談がもたれ、総評と連合の全的統一へむけての話し合いがスタートした。第二回首脳会談は三月末に開かれるはこびとなっているが、臨時大会の討議もふまえ、この話し合いに総評は、次の態度で臨む。
 - (1) 統一の時期については一九八九年中の実現にむけて努力する。
 - (2) 綱領的文書の取扱いについては、その形式は統一ナショナルセンターの綱領的文書として新たなものを作成する。

内容的には、総評としては「目標とプロセス」を基本とするが、他方で「進路と役割」が、総評民間単産も参加して作られたものであること、総評もその作成過程で意見を述べ反映されていることに配慮する。官公労組固有の運動課題については補強していくが、この二つの文書は内容的に相立するものではない。

課題とされている国際自由労連加盟については、定期大会後に国際自由労連加盟問題を検討する委員会を設置して一年以内に結論を出すこととするが、総評本部としては、「統一ナショナルセンター結成時には加盟」の線で臨む。

もう一つの課題である選別については、選別反対の態度を堅持し、統一ナショナルセンターの綱領、運動方針に賛同する全ての組合に門戸を開放する。

- (3) 統一のあり方については、連合と官公労組とのブリッジの形でなく、新統一ナショナルセンターへ単産が個々に加盟する形態をとる。

以上の態度で連合と話し合いに臨み、合意内容を第三回拡評（五月三〇日子定）、定期大会に提案、討議できるよう努力する。

なお、以上のうち統一の時期を一九八九年に早めることについては、定期大会で最終的な意思統一を行うこととする。昨年大会決定の「一九九〇年目標」を早める理由は以下の三点である。

第一は、全的統一という目標について内外の合意ができており、それをいたずらにのばす理由はないということである。

第二には、総評・連合の併存期間は、連合加盟単産にとっては、運動上、財政上過重な

負担をおうことになり、それは可能な限り短縮した方がよいことである。

第三には、地方組織の問題である。連合は一九八九年秋までに地方連合結成の方針をきめた。準備会も連合も実質的にはゆるやかな協議会で、県評との間のまさつや混乱がおきないような配慮がされてはいるが、一部にある心配や危惧を払拭するためにも地方における全的統一を早めた方がよいことである。

二、「総評センター（仮称）」別紙「総評センター（仮称）」の設置について（第一次素案）をもとに討議をすすめる。

三、地方における統一 「連合地方組織準備会」の第一次答申にもとづき、各県で「連合地方準備会」の結成準備がすすめられ、三月一日までに三六都道府県で、残りの一一県についてもそれ以降に結成されるはこびとなっている。また公務員共闘と公労協の要請をうけて各県で地方官公労協の結成が進んでいる。

各県における団体間協議もごく一部の県を除いて進展し、そこでは①連合の地方組織、②地方における全的統一、③春闘における共同行動が議題としてあげられている。さらに、県評センター（仮称）についても県評内の討議がはじめられている。

これらをつまみ、中央・地方における統一の同時実現が達成できるよう、中央においても連合などとの間で協議をする。

四、連合への加盟促進 連合発足時には総評から一七単産、一二二万名（うち一単産、七、〇〇〇名はオプ加盟）したが、その後繊維維労連が臨時大会（二月二日～二日）でオプ加盟を正式加盟へきりかえ、全造船機械が臨時大会（二月二七日～二八日）で加盟（当面はオプ）を決定した。

その他全国一般が今夏の大会で連合加盟提案を予定しており、その他の連合未加盟民間単産に対しても、さらに加盟を働きかけていく。

五、専従者の保障及び総評会館について 昨年の定期大会で「中央・地方で総評運動に携わっている専従者については……雇用、生活の保障を総評、県評、単産が責任を負うこととする」と決定したが、これにもとづき、総評は単産、関係事業団体等に要請を行ってきた。五月以降それを具体化していくこととし、中央・地方における単産の一層の協力態勢を要請したい。

また、全的統一後における財団法人総評会館の運営については、加盟単産の意見をふまえて具体化していく。

六、今後の討議のすすめ方 以上の諸点を中心に討議を深め、労働戦線の全的統一にかかわる諸問題を第七九回定期大会へ提案、決定することとし、その原案を第三回批評へ提案する。

資料2 「総評センター（仮称）」の設置について（第一次素案）

総評は第七七回定期大会（一九八七・七）で、一九九〇年を目標に労働戦線の全的統一を実現し統一ナショナルセンターを結成する方針を決定した。この時点で総評は発展的解散を遂げる。この全的統一後の新しい時代へ、総評がこれまで築き上げてきた運動上の良き財産を引き継いでいかねばならない。

しかしこれまで複数の労働団体に分立して運動をすすめてきた経過から、統一ナショナルセンターに直ちに総評運動の全を引き継ぐことは困難なことも想定される。だからと

いってそれらの運動を放棄することも許されることではない。

これら統一ナショナルセンター直ちに引き継ぐことの困難な運動を担うことを主な任務として、「総評センター(仮称)」を設置する。この「総評センター」の任務には、地方における統一完成までの指導、総評の精算業務も含まれる。

「総評センター」は、統一ナショナルセンターが現代の労働運動が必要とする全ての運動領域をカバーする組織に発展するまでの間、その不十分な側面を補完する組織であり、その意味で過渡的、暫定的な組織として、その存続期間はできるだけ短縮されることが望ましい。

またこの「総評センター」に対応して、各都道府県レベルに「県評センター(仮称)」を設置し、「総評センター」と連携して運動をすすめていく。

一、「総評センター」の役割

(1) 統一ナショナルセンターへ直ちに引き継ぐことの困難な課題

① 政治活動 社会党との支持・協力関係について、将来的には社会党の労働組合対策として社会党の主体性確立を期待しつつ、当面「社会党を支持し強める会」を強化し、「総評センター」はそれと連携して政治活動をすすめる。

② 平和運動を中心とする国民運動 原水禁運動、護憲運動などこれまで総評が社会党などと協力してすすめてきた国民運動について引き続き「総評センター」の課題としてとりくむ。

なお、平和運動については総評として可能な限りの範囲で「平和センター(仮称)」に統合することが望ましいとの立場で関係団体との話し合いをさらに継続する。

将来的には自立した国民運動諸団体と統一ナショナルセンターとの提携、協力関係へ移行させていくことに努める。

③ 国際連帯活動 総評がこれまで培ってきた二国間交流について、連合の国際活動の展開を見守りつつ、統一ナショナルセンターに直ちに引き継ぐことが困難なものについては当面「総評センター」としてとりくみ、できる限り早く統一ナショナルセンターの活動領域に吸収されるよう努める。

④ その他の諸問題 総評は高退連、主婦の会など数多くの団体、組織と連携して運動をすすめてきた。これらの運動については、(イ)可能な限り統一ナショナルセンターに引き継ぐ、(ロ)それが困難なものについては「総評センター」あるいは関係単産との関係で引き継ぐ、こととする。内部討議と関係団体、組織との話し合い、調整を今後すすめて、遅くとも「総評センター」発足までにそれぞれに結論をだす。

(2) 地方対策

① 中央、地方における統一の同時実現を目標にすすめるが、地方における統一が完成されるまでの指導、調整を「総評センター」が責任をもつ。

② 上記(1)項の諸課題を中央、地方で統一してとりくむため、「県評センター」と緊密な連携を保つ。

(3) 精算業務その他

二、「総評センター」の機構

(1) 役職員 専従役員として、議長一名、役員四名をおく。職員として一五〇名をおく。

(2) 事務局体制 上記一項の役割に対応して地域対策、平和運動、政治運動、総務財政の

各担当部門をおく。

三、「総評センター」の財政

「総評センター」のもつべき機能と加盟単産の財政協力態勢を勘案して今後討議していくこととするが、今日迄の討議をふまえ、当面の試案を以下の通りとする。

- (1) 基金 「総評センター」発足時の基金として五億円を用途に検討する。
- (2) 年間予算 ① 収入 会費納入員とし、現行総評会費納入員二百万人確保を前提に、一人月額二五円とする。年会費総額六億円。

- ② 支出 上記の収入額に対応し基本を以下の通りとする。

人件費 三〇%以内、活動費(県評センター)関係 三〇%以内、中央活動関係 二〇%以内) 五〇%以内、運営費 一五%以内、その他 五%

四、「総評センター」の発足と存置期間

「総評センター」は統一ナショナルセンター結成前に発足させることとし、そのメドを来年の定期大会後の九月とする。

「総評センター」の存置期間については今後討議をしていくが、当面の試案として五年間とする。

五、今後の討議のすすめ方

- (1) 以上を「総評センター」構想の第一次素案として討議をすすめ、第三回批評(五月三〇日予定)での討議をへて、第七九回定期大会(七月二六日―二九日)で大綱を決定する。その具体的内容を討議するため、第三・批評後に「総評センター準備委員会小委員会」(委員長Ⅱ真柄事務局長、事務局長Ⅱ亀山財政局長、委員Ⅱ単産書記長一〇数名)を設置し、定期大会後、「総評センター準備委員会」(全単産書記長)を発足させる。この討議をふまえて来年の定期大会で具体案を決定する。
- (2) 上記に見合つて各県評においても、「県評センター」の討議をすすめていくこととする。

資料3 第二回総評・官公労、連合首脳会談「合意事項」(八八年三月二八日)

- 一、「連合」および「総評・官公労」双方から「進路と役割、運動の領域と活動のあり方」「目標とプロセス」について、それぞれ、そのポイントを説明し、理解を深めあった。
- 二、「総評・官公労」は、前回の会談で確認された重要課題(進路と役割、ICFTU問題、統一労組懇等問題)について、これを満す努力をすすめることを表明した。
- 三、今後の会談内容および進め方について、両事務局長間で協議する。

資料4 第一回「連合と友愛会議・全官公」

首脳会談「合意事項」(八八・二・五)

連合と友愛会議・全官公は、以下の点について合意した。

- (1) 全官公は、連合の「進路と役割」、運動方針に賛成であり、即時連合加盟を希望している旨表明し、連合に対し、その受入れ体制の整備を要請した。(別紙要請書参照・資料5参照)
- (2) 要請に対し連合は、連合の「進路と役割」、ICFTU加盟などを基本として労働界

全体の統一が一九八九年までに実現できるよう、最大限の努力を傾注することを表明した。

(3) 賃金闘争、時短、税制改革問題などについては、双方緊密な連携をとりながら対応していくこととした。とくに、在籍専従期間の撤廃問題については、双方前向きに対処することとした。

(4) 首脳会談は、上記メンバーで引き続き行うこととし、今後のすすめ方（課題と日程など）について、事務局長間で協議する。

資料5 全官公の連合加盟への要請（八八・二・五）

われわれ官公労は、連合が全労協の当時より、「基本構想」をはじめ政策・運動の全般にわたり同じ考えに立って活動を推進してまいりました。しかし、全労協の民間先行による連合結成という方針を理解し、全労協への加盟申請を控えてまいりました。

連合が結成された今日、全官公は①連合の「進路と役割」の堅持、②統一労組懇・社会主義協会派など共産主義勢力の排除、③ICFTU加盟、の原則確認の上に立って、即時、連合加盟を申請する体制にあります。

連合もわれわれの加盟を受け入れるため、すみやかに諸準備を進められるよう希望いたします。

がんばる国労家族会

国鉄がJRになってもうすぐ一年になります。テレビなどではアイドルの後藤久美子などのなばなしいコマーションが流され、駅の改装などもすすめられ、「民営化」はいいことなのだと宣伝されています。

けれども働いているお父さんの様子はどうか。家計はどうですか。

職場は健康で働きつづけますか？ 明け番や公休日に出勤したりしていませんか。オレンジカード売りやクリーン作戦などに出たりはしていませんか。本来ならば残業、超勤は手当が支払われるのですが、現在のJRではタダ働きになっています。骨折り損のくたびれもうけというのが実状です。休みの日もゆつくりできず、家族との団欒もできなくなっているお父さん。健康で働きつづけますか。

切実な賃上げ要求—あなたの組合は？ 「春闘」という言葉はマスコミでもたびたび登場してくることはです。JR内の鉄道労連という組合は賃上げの要求すらしらないのです。「会社側がくれるというならもらいます」というのが東鉄労の松崎委員長の発言です。家計をやっと切りまわしている主婦からみてもとてもおかしいことではないでしょうか。

国労に結集し共に明るい職場を。いまJR内では労働組合別の差別が露骨におこなわれ、文句をいわずいいなりに働く者だけにしようとしています。その結果、仕事はきつく仲間とも心をうちあけられずノイローゼや病気になる人がふえ、自殺にまで追い込まれるお父さん……。

国労は厳しいけれども、働く者が安心して、健康で働き続けられる職場にするため共に頑張ります。

国労八王子支部家族会

その後の日教組運動の現状

——姿勢問われる福田・大場体制——

はじめに

本誌三六一号では「日教組第六四回大会の報告—陣型の再構築が当面の緊急課題」が、三六三号では「日教組再生への闘い—初任研・反動教育法案の阻止を」が掲載された。

三月二四日、福島大会で選出された福田—大場新体制のもとで初の中央委員会が開催された。主要議題は、現在開会中の国会に提案されている臨教審関連六法案（注Ⅱ詳細は本誌三六三号参照）阻止闘争の具体化、第二は労戦問題であった。

この中央委は、先の福島大会が「とにかく大会を開き、日教組の単産機能回復」が中心テーマであったこともあり、反臨教審闘争方針確立には遅きに失した感があるにせよ、しかし、本格的に闘いを展開する総決起の中央委になるはずであった。がしかし、率直に述べて「何とも意気の上がらない」中央委であったことは党派・グループを超えた共通認識ではないだろうか。以下、中央委報告を中心に、「その後の日教組」の現状について報告する。

「燃えない反臨教審闘争」の理由

この一一七中央委では、臨教審関連六法案阻止のため「不退転の決意でとりくむ」という「特別決議」を採択した。

臨調・行革攻撃で国鉄をはじめ電通、専売が民営化され、それとともに、すべての官公労働者への合理化攻撃が展開され、今も続いている。むろん、日教組への攻撃もすさまじい。これに輪をかけた教育と日教組への体系的攻撃が臨教審攻撃である。日教組は今から一三年前の一九七五年、主任制反対闘争を激烈に展開した。この時、日教組は臨時大会を開き「非常事態宣言」を発し、以降、この闘いは総評傘下単産の支援、県評・地区労レベールでの共闘も含め全国各地で鋭く闘われ今日にいたっている。この主任制反対闘争とは簡単に言うと、校長・教頭の下に主任という中間管理職層を制度化し、彼らに手当を支給するということであった。日教組は現在もこの闘いを継続している。つまり、主任の中間管理職化を防ぐ闘いと手当（組合）抛出・返還闘争である。しかし、この闘いも右派組合ではほとんど組織されてはいない。一方、統一労組懇系組合は独特の「管理職論」を持っていてからこれまた迫力を欠いたものとなっている。今回の臨教審攻撃はこれまでの攻撃の集大成であることはいままでもない。

今回の中央委は、この主任制闘争のスタートとなった七五年十一月の臨時大会にはくらべようもない醒めた、熱気の一かけらも感じられないものであった。

それでは、「組織の存亡を賭けた」と言っても過言ではない、この反臨教審闘争がなぜ燃え上がらないのだろうか。「四〇〇日抗争」と言われた「日教組抗争」に全エネルギーを費してしまっただろうか。その理由をいくつか考えてみる。

理由の**第一**は、ニュアンスの差こそあれ、中央本部の闘いに各県幹部、活動家が従来のような期待を持たなくなってきたのではないだろうか。表現を変えれば、消極的態度としての反幹部闘争とも言えよう。これは、積極的意味でのそれよりも組合運動にとつては危機である。これはどこから醸成されたのだろうか。初任者研修制度の試行をはじめ、臨教審の先どり攻撃が「四〇〇日抗争」の中で着実に具体化された。単産機能マヒの中で、

中央指導ゼロの中で孤軍奮闘した(せざるを得なかった)地方幹部、活動家の脳裏に「何を今さら」といった意識、したがって中央不信のあらわれとしての「わが道を行く」という気持があるにちがいない。モンロー主義への回帰とも言えよう。「そうした態度は誤りだ」と説教してみてもはじまらない。問題なのは、これからの闘争方針の確立と具体的闘いを通して克服することこそが、指導部の本来の任務であろう。がしかし、そういうことにはなっていないのが現実である。ただ、われわれとしての総括と指針提起の責任をも逃がれるわけではない。この点に関して指摘するとすれば、本誌三五六、三五七号の坂牛論文に尽きるであろうが、さらに突っこんだ提起も必要だろう。

「抗争」の後遺症がこうした形で表面化している以上、この克服は単に表面的な「一致団結」を装ってみたところで解決できるわけではない。

理由の**第二**は、ストライキ方針はあるものの極めて具体性を欠くものとなっていることであろう。

ここで詳述は避けるが、教育臨調Ⅱ臨教審路線は教育現場にすまじい勢いで浸透している。初任者研修の試行、「日の丸・君が代」の強制、国家主義的道德教育の強化、社会科の廃止・解体などの教育課程の改悪等々。

そして、何よりも臨産審答申の具体化である臨教審関連六法案の今国会での強行成立の動きである。日教組の闘いはまず、国会での改悪法案阻止闘争として展開される。むしろ、これは議会内闘争に限定した意味ではない。法案阻止闘争をめぐる、議会外での大衆闘争の徹底した追求、これと議会内闘争のドッキングがまず要求される。

日教組はこれまで、長い闘いの歴史を通じて大衆闘争の基本をストライキ闘争にすえてきた。理由は、他の官公労働者とはほぼ同様であるが、日教組運動、教育労働運動の独自性があることも見逃せない。

つまり、第一にストライキ時間の長短の差異こそあれ、教育労働者が展開するストライキのもつ「政治性」―教育労働者のストライキにはこの性格が他の官公労働者にくらべて一段と色濃いものとなる。日教組へのスト処分内容が特段に厳しい、苛酷なものになる理由もそこら辺にあるにちがいない。

第二は、政府・文部省の日教組敵視政策との関連である。日教組内の右派勢力(現教研)は、「中央での対文部省交渉能力の確立、これ抜きにこれからの日教組運動の前進はない」と主張する。余談になるが、田中前委員長の委員長統投を主張し続けた右派の根拠が「(田中氏の)文部省交渉能力の抜群さは、余人を以ってかえがたい」であった。田中氏の「手腕」は別にして、日教組は文部省との団体交渉権を有していない(日教組傘下の各県組織は各県教委との団体交渉権は有している)。だから、日教組が「違法」ストを構えなければ、文部省は実態の意味での「交渉の窓口」を開けようとはしないのである。

日教組の闘いは、こうして「幸か不幸か」は別にして、ストライキを抜きにした闘いだけでは政府・文部省、そしてまた教育現場の管理職も日教組の闘いに脅威を抱かない。だから、闘い自体が極めて迫力を欠くのである。地方の幹部・活動家たちはこのことを肌身に感じて理解している。先の福島大会、今回の中央委方針でも「ストライキを含む全国統一闘争を組織」と述べてはいる。しかし、日教組執行部が本気でストライキを構える意思のないことを、活動家たちは敏感に感じているのだろう。したがって、「不転の決意」を執行部が訴えても燃えはしない。

理由の**第三**は、「企業内主義」の領域を出ない闘争方針にある。この点について言えば、中

中央執行部だけでなく日教組全体の弱点でもあろう。闘争方針は「臨教審関連六法案阻止の闘いを……八八国民春闘と結合して国、民、的、規、模、の、大、運、動、とし、強力にとりくむ」とは述べているが、その内実はきわめて貧弱だし、カンパニア主義的である。これは、何も日教組だけの弱点でないにしろ、「反行革統一闘争」が叫ばれて久しいが、その内実がつくられないままに、個別の反行革闘争として推移しているのが現実の姿である。

この点については、われわれの努力不足を自己批判しなければならぬにちがいない。この項については、別稿で改めて述べたい。

いずれにしても、この反臨教審闘争を全力で闘い抜くことなしに、日教組再生の道はない。弱点を克服しつつ、日教組の解体を許さない闘いを全力で展開する、これが緊急課題であらう。

文部省の新通達

以上みてきた通り、日教組の反臨教審闘争は多くの問題点、弱点をはらんでいる。一方、これに対する文部省側の攻撃ぶりにはすさまじいものがある。

中央委員の三月二十九日、福島大会・中央委方針を受けて文部省は「教職員の服務規律の確保について(通知)」(資料6参照)を出した。内容のポイントは次の点である。つまり、「公立学校の教育公務員については、他の地方公務員とは異なり、その職務と責任の特殊性にかんがみ教育公務員特例法により政治的行為が国立学校の教育公務員と同様に制限されているところであり、国の機関又は公の機関において決定した政策の実施、例えば初任者研修の実施を妨害するために、示威運動や署名運動の企画・指導を行うこと、そのような目的を有する図書、図画等を発行し、回覧に供すること等は政治的行為に該当するものとして禁止されているところであります」と。

文部省は従来、日教組のストライキ闘争にかかわって、「教職員の争議行為について」という通知を出して弾圧を加えてきているが、今回のような攻撃はかつて例を見ない。

この「通知」攻撃に日教組が抗議行動を展開していることは言うまでもない。こうした攻撃の背景を日教組は「こうした血迷った通知を発出した背景には、臨教審関連六法案をなりふりかまわず強行し、日教組を徹底的に叩こうとする文部省内の常軌を逸した勢力のあることをもがたっている」と分析している。これは、日教組の言う「省内の常軌を逸した勢力」だけの問題ではないだろう。「闘う日教組」が息を吹き返した、その結果と見るべきか。それとも、完全に「ナメラレ」た結果と見るべきか。いずれにしても、こうした攻撃は今回の「通知」に限らずに展開され、職場での組合活動に対する徹底した抑圧が加えられるであらう。これこそが、ある意味での臨教審攻勢の本質であらう。

国際路線問題(欠落)の新方針

中央委の第二の課題、労戦問題について簡単にふれておきたい。

福田委員長は、開会挨拶で「労戦問題で多くの意見があることは十分承知している。しかし、反臨教審闘争への総決起の場である今中央委の性格を配慮して」中央委員へ自肅を要請した。ここに、福田「大場執行部の基本性格が浮き彫りになっている」。

さて、労戦方針のポイントは、福島大会方針(総評の全的統一の方向支持)を受け、官公労協への中央・地方での参加、地方組織問題を検討するための「労戦統一問題検討委員会」の設置などが目新しい内容である。

この中央委方針の重大な問題点を指摘すれば次の三点である。
第一は、従来方針にあった「国際路線固定化反対」を欠落させた上で「五項目」「三課題」の解決に努力し、「官・民分断を許さず、すべての労働者・労働組合を結集する全統」の方針となっている点である。これは重大な方針転換である。

第二は、「総評の全統の統一の方向」とは明らかに矛盾する「すべての労働組合を結集する全統統一」の方針を掲げていることである。この点にかんして言えば、総評第二回批評方針（三月二十九日）は、「選別については、選別反対の態度を堅持し、統一ナショナルセンターの綱領・運動方針に賛同する全ての組合に門戸を開放する」と述べている。この総評方針にある通り、総評は選別を認めているのである。

第三は官公労協問題である。この組織づくりの意味するところは、「連合」と合流する官公労組合を醸成する役割以外の何物でもない。この点について、千葉高教組は「県段階の官公労協については、反行革・反教育臨調での共同闘争が発展することを前提に、各県公務員共闘傘下の全単産の合意形成を重視」する旨の修正案を提出した。これは当然の話であろう。

いづれにしろ、三月二十九日の総評批評方針（資料1、2参照）に見る通り、真柄体制の本音「再編・統一」がより鮮明に具体化しはじめた。つまり、「統一のあり方については、連合と官公労組とのブリッジの形でなく、新統一ナショナルセンターへ単産が個々に加盟する形態をとる」というのである。そして一方では、「統一ナショナルセンター結成時に総評は国際自由労連加盟」だと言うのである。「個別単産加盟」つまり、これまでの総評「全統統一」を否定した上で、なぜ国際自由労連に総評が一括加盟しなければならないのか。その場主義で対応してきた総評方針は、いよいよ定期大会を控えて混乱してきている。われわれは主張の正しさだけで勝つわけではない。正念場をわれわれもまた迎えているといえよう。

〔追記〕三月三十一日付「朝日」に「日教組三役、派閥役員につかず―党員協が申し合
わせ―という記事が掲載された。これについては別稿で報告したい。

労働戦線統一問題研究会 増田洋一郎

資料6 教職員の服務規律の確保について（文部省通知、八八・三・二九）

日本教職員組合は、本年二月一日から三日にかけて開催された第六四回定期大会において、「教育臨調路線」と対決し、「初任者研修制度」、「教育職員免許法改悪」に反対するため、ストライキを含む全国統一闘争を組織し、不転の決意でたたかう等とする昭和六二年度運動方針を決定し、その後三月二四日に開催された第一一七回中央委員会においても、臨教審関連六法案を阻止するため、国会審議の山場でストライキを含む全国統一闘争を組織してたたかう等とした当面の闘争方針を決定しています。また、昭和六二年度運動方針においては、今年度から実施されている初任者研修の試行阻止のため、集会、デモ、署名・決議などによる反対行動を行うこととしています。

いうまでもなく、公立学校教職員は次代を担う国民の育成という極めて公共性の高い職責を担うものであり、公務員たる教職員が争議行為を行うことは、法律で厳に禁止されているところであります。また、公立学校の教育公務員については、他の地方公務員とは異なり、その職務と責任の特殊性にかんがみ教育公務員特例法により政治的行為が国立学校

の教育公務員と同様に制限されているところであり、国の機関又は公の機関において決定した政策の実施、例えば初任者研修の実施を妨害するために、示威運動や署名運動の企画・指導等を行うこと、そのような目的を有する文書、図画等を発行し、回覧に供すること等は政治的行為に該当するものとして禁止されているところであり、それにもかかわらず国民からの厳しい批判を無視し、ストライキ等の違法行為を含む闘争を行おうとし、また、政治的行為の制限に違反するような反対行動を行おうとしていることは全く理解に苦しむところであり、誠に遺憾であります。

貴職におかれては、教職員が争議行為や政治的行為の制限に違反する違法な行為を行ったり、教育の政治的中立性を疑わしめる行為をすることにより、国民の学校教育に対する信頼を裏切る結果を招くことのないよう教職員の服務規律の確保に努められるようお願いいたします。

なお、貴管下市町村教育委員会に対しても、このことの周知徹底について遺憾のないようお取り計らい願います。

資料7 文部省通知への「緊急指示」(日教組、八八・三・三〇)

文部省は三月二十九日、文部省教育助成局長加戸守行名をもって「教職員の服務規律の確保について」(通知)別紙(1)を発出しました。

文部省は、従来から、日教組の統一闘争とりわけストライキ闘争にかかわって、別紙(2)のような「教職員の争議行為について」という通知を發出して、日教組の正当な行為にたいし事前に弾圧を加えてきました。この通知についても不当性はあるものの、今次通知(別紙(1))の以下の部分は特に重大な内容を含んでいます。

「また、公立学校の教育公務員については、他の地方公務員とは異なり、その職務と責任の特殊性にかんがみ教育公務員特例法により政治的行為が国立学校の教育公務員と同様に制限されているところであり、国の機関又は公の機関において決定した政策の実施、例えば初任者研修の実施を妨害するために、示威運動や署名運動の企画・指導等を行うこと、そのような目的を有する文書、図画等を発行し、回覧に供すること等は政治的行為に該当するものとして禁止されているところであり、

このことは、まさに「治安維持法」下において、思想・言論・表現・出版の自由を全面的に圧殺し、国民の多数に大弾圧を加えた発想と同様、民主主義社会のもとではあり得ない暴挙ともいえる日教組攻撃といわなければなりません。

文部省は人事院規則一四一七「四政治目的の(6)」を根拠としていますが、この後段部分の「したがって、単に当該政策を批判することは、これは該当しない」という規定にもとづいて、日教組はなんら支障なく運動を組織してきたという経緯と現状があります。

しかし、文部省がこの時期に、こうした血迷った通知を發出した背景には、臨教審関連六法案をなりふりかまわず強行し、日教組を徹底的に叩こうとする文部省内の常軌を逸した勢力のあることがたついているといえます。

私たちが、これを看過することは、日教組の自殺行為につながると同時に、民主主義や労働運動の否定に手を貸すことになり、この暴挙は断じて容認できません。

以上の経過と判断にたち、つぎのことを緊急に指示します。

(以下略)

春闘、反合、労戦「統一」の態度が問われる

——第二一回全国青年団結集会のとりくみの経験から——

発端、そして経過

全国青年団結集会は、昨年の一二月一四日、中央常任実行委員で、集会の開催要綱、基調（第一次案）を決定し、全国集会の成功にむけて最終的準備に入った。後で総評から問題にされる記念講演を岩井・灰原氏に要請することもこの中央常任実行委員会を確認したのである。それに先だって、一二月一日に中央常任実行委員会は現地富山を訪れ、県労協、党県本部、および各単産をまわり、集会成功にむけた協力要請を行った。

その後、一月一七日に、富山県労協三役・部長会議において、記念講演に予定されている岩井講師については、総評顧問を解任され総評、「連合」を批判しているので変更を求めるといことが確認され、一月二〇日の総評労戦・春闘対策会議で、富山県労協事務局長から、①総評青年局方針に第二一回全国青年団結集会がはいっていないのはなぜか、②リーフレットには、記念講演に岩井・灰原講師となっているが、そのような集会のあり方に対しての総評の見解と対応はどうなっているか、との発言が行われた。これをうけて、真柄事務局長は、①リーフレットに黒川議長と岩井氏が一緒になっていることは問題である、②総評臨時大会までに総評の態度を明らかにするとの答弁があり、翌日の二二日には、総評青年局により団結集会参加単産青年部長会議が招集された。

そこでは次の四点のメモが示された。①第二一回集会の現状の開催要綱では総評として協力できない。②黒川議長あいさつの取り消しを（リーフレット掲載された）中央実行委員会に求める。③従来からの総評代表の出席、メッセージはとりやめる。④今後、全国団結集会の対応は総評方針に沿って、関係単産青年部と事前に協議し、内容の検討の上、態度を決めていく。二六日にはこのメモが総評企画会議で確認され、同日付で「第二一回全国青年団結集会に関する見解と対応」とする総評通達が、単産、県評に出された。

こうした富山県労協、および総評（青年局）の動きに対して、中央実行委員会は、一月二五日に予定されていた県実行委員会代表者会議において、①一月二一日、総評青年局メモは、正式な総評見解ではなく、要請があった段階で中央常任実行委員会（中央実行委員会）を開催し、実行団体としての意見を集約し対処することにする。②第二回中央常任実行委員会（一二月一四日）の内容で第二一回全国青年団結集会（富山）は継続し準備を進める。③これまでの全国青年団結集会の組織形態とそのまま団体共闘として発展してきた役割を確認する、ことを確認した。

二月三日、総評青年局から、中央実行委員会に対して、総評通達が示され、総評としての申し入れが行われた。二月一五日に、中央常任実行委員会を開催し、実行団体の意見集約を行ったが、国労、日教組、全林野からは現行開催要綱で取り組むことが表明され、自治労、全通、私鉄からは、現行開催要綱では無理が生じているので変更を検討せざるを得ないとの表明が行われた。会議に出席できなかった全開発からは、講師に問題はないが、全体がまとまる方向で努力を、全たばからは、講師に問題はないが、私鉄との同一步調をとるとい意見であった。

現地富山県実行委員会からは、県労協から、講師が岩井・灰原氏では協力できないので、中央へ講師を変えるように要請するとされており、県労協の取り組みにするために講師を変えることを要請したい。県実行委員会としては、県労協の方針がどうなるかと現開催要綱で全力をあげることが確認しているので、今日は一定の方向を決定してほしいとの態度が行われた。

これらの意見表明をうけて、①単産青年部から表明された意見は尊重しあう。②全国青年団結集会の意義をふまえて、すでにこれまで準備してきた経過と全国的な運動の進行を

考えた時に、中止をしたり、開催要綱を変えることはできにくい。方向として、これまで確認してきた開催要綱で準備していくこととする。②この方向について、単産青年部として、団体共闘として発展してきた全国青年団結集会を中央、県、地区で今後も強化していくという一致点にたつて討論を継続し、この方向で合意できるように、さらに努力していくことにする。③その上で、二月二日に中央実行委員会を開催し、全国の県実行委員会の意見を集約しながら態度を決定する、ことを確認しあつた。つまり、現行開催要綱の一部変更が単産青年部から出されたが、全単産の一致を見られず、全国青年団結集会を中止もししくは延期をしない以上、共闘上は、現行開催要綱は生きており、準備は進んでいる。一方ではそうした認識に立ちながら全国の県実行委員会の意見を集約しながら、最終的な態度を決定することにしたのである。

開催要項

総評見解の対応が出されて以降、単産青年部、県実行委員会に対して、あらゆる攻撃がいつせいにかけられてきた。とくに現地富山県実行委員会と単産青年部に集中されたといえる。富山県実行委員会は、春闘にむけた「手帳」づけによって、生活と職場の実態を討論しながら、賃下げ、生命と健康の破壊を許していないのかという討論を組織しながら、大幅賃上げ、反合理化闘争を正面に掲げ、交流し闘っていく全国青年団結集会と講師問題は一体だという意思統一をつくりあげていった。

国労青年部、全通青年部は、青年部機関としての討論を組織し、国労青年部は総評に対して申し入れを行うと同時に、団結集会への積極的取り組みを強化した。

しかしながら、自治労、私鉄、全通青年部は、中央常任実行委員会に対して、現行開催要綱の変更を態度表明せざるを得なかった。中央常任実行委員会は、一月一日四日に、共闘の場で自らが決定した開催要綱を一致して執行できなくなったのである。

この攻撃は中央だけではなく岩井講師で県団結集会を準備していた東京、千葉、鹿児島、島根、新潟に対して、中央単産からの圧力がさまざまな形で強められた。東京では社会党都本部青少年局が「後援団体」と後退した。

また、茨城では国労青年部長の講師変更が県労協から申し込まれた。神奈川、福島でも講師について県総評からの指導が行われた。その他、数県で、団結集会の「基調」や県評のかかわりについて討論になった。県段階のこうした攻防は、中央との連携をとりながら、「妥協」することなく、現開催要綱でやり抜いた。新潟では、中央の「妥協」後の県団結集会であり、攻撃が集中したが、単産青年部を中心とした大衆的討論の力によって、現行開催要綱（岩井講師）で立派に成功させた。

二月二日に、中央実行委員会を（ブロック代表が参加）開催し、全国の意見を集約したが、単産青年部としての態度は、これまでと変わらなかったが、二ブロックと一県（ブロックの意見としてではなく）から、現行開催要綱の変更が強く発言され、中央実行委員会としては、二月一五日の中央常任実行委員会以上の確認はできずに、現行開催要綱で準備していくことで、県実行委員会の意見を集約し（事務局である社青同が）、中央常任実行委員会に相談し決定していくこととなった。

背景と本質

さて、経過を中心にして、今回の攻防を報告してきたが、この攻撃の背景と本質についてどのように意思統一してきたかをふりかえってみたい。経過から明らかのように、「連合」の発足と総評解体（八九年に速まった）という右翼的労戦統一の流れを背景にした攻撃であることは間違いない。「連合」と総評解体に反対し続けてきた岩井氏を問題にすること大幅賃上げ、反合理化闘争を企業を越えて交流し、職場、地域から春闘構築と階級的労

働運動の構築をめざしてきた全国青年団結集会運動を解体させることにその狙いがあつたということである。また、そうした団体共闘の場に単産青年部が参加することを認めず、青年部が「連合」に反対したり、総評解体反対を主張し、行動することを規制するという狙いがあつたことも明らかである。

もちろん、中央実行委員会は、春闘勝利（反合理化春闘）で一致した団体共闘であり、直接、「連合」に対する組織的態度を方針としてもたないことはいうまでもないが、そうした場に、総評（単産）と違う意見で行動している岩井氏を講師にすることは認められないということがある理由とされたのである。私鉄では「連合」に参加したのだから、これまでの（総評として）運動の見直しをはからなければならぬ」と言われているという。したがって、われわれは単産青年部の意見は尊重しながらも、講師と団結集会の「基調」は一体であることを堅持しながら、団結集会運動が春闘や青年部活動の強化に果してきている役割と、どういう春闘や反合理化闘争が求められているのか、どういう労働戦線「統一」が求められているのかについて、職場で単産青年部で、そして県実行委員会の中で大衆的討論を組織しながら、現行開催要綱と団結集会運動を守って行くことに全力をあげてきたのである。

前述したように、県段階の攻撃は、中央と県が一体となつて、大衆的な討論をつくりながら反撃できたといえるが、中央では実行団体の中で現行開催要綱では一致できずに、岩井・灰原講師から（灰原氏は健康上の理由で）宮坂（国労書記長）・塚元（元三池労組書記長）氏に変更せざるをえなかった。なぜ、こうした「妥協」をしなければならなかったのか、率直な総括が求められている。

集 会

「妥協」を強いられたわけであるが、第二回全国青年団結集会には、I部二千五百、II部六千五百名が結集した。この数は、「妥協」が三月七日の中央常任実行委員会で決定したことや、全国の参加者の最終集約が三月二日であったことから、いわゆる現行開催要綱（岩井・灰原氏）で結集した数である。

今年はギリギリになつての「妥協」によつて、これまで通りの単産青年部が実行委員会にとどまつた。しかし、攻撃の背景と本質を考えれば、これですべてが解決したのではない。来年は、共闘そのものが成立しないことが考えられる。

総括の視点

ここに立つて、これからわれわれの不充分さ、課題を、そしてなぜこれだけの仲間が結集したのかについて学び合いながら、総括を組織していくことが問われていると思う。その柱は、①攻撃の背景と本質について、団結集会運動の果たした役割と結びつけて、大衆的討論をどのように組織しえたか、その中で主体性がどのように強化されたか（講師をゆずつて、基調で頑張り」という意見）、②大幅賃上げ、反合理化闘争を内容とする労働戦線「統一」の態度をもつて、単産の中でどのように主張できているか、その討論がどのように組織されてきたか、③どういう運動と課題をもつて、共闘運動を維持し、強化していくか。総評青年協運動の発展、継承の中期について（とりわけ単産青年部強化）、④中央と県段階の闘いの一体化がどうであったか（県は頑張るが中央は妥協せよ」という意見）、⑤来年度、開催の準備について、などが考えられる。

幹部だけの判断や対応だけでは（指導性を否定するものではない）、これからの運動は何も進まないこと、恐ろしさや不安を出し合いながら、みんなの納得づくで結論を出し、その結論には全体で責任をもち合うという態勢と運動をつくり上げないと闘い続けられなくなっている。

全国の同志、諸先輩のご批判、ご意見を率直に聞きながら、総括を深めていきたい。（乙）

◇国労清算事業団の仲間から◇

シバレル大地で四八時間の「ハンスト」

国鉄「分割・民営」、首切りの欺瞞を乗せたままスタートしたものの、その矛盾・問題はなんら解決しないばかりか、ますますその不当性は顕著になっています。

しかし、敵の巧妙なやり方によって、「首切り」の責任等が社会から葬り去られようとしています。

こうした状況を打破するために、「首切り」から一年をむかえ、抗議と社会的に訴える「ハンガーストライキ」が行われました。その状況を報告します。

昨年二月一六日の不当選別、差別、J R不採用から、一年をむかえようとしている中で、国労名寄支部管内三地区（名寄、音威子府、稚内）において、政府・当局、J R会社に対し、抗議と、住民に我々のおかれていた実態と扱われ方を訴えるための行動として、二月一三日一八時から一五日一八時までの四八時間ハンガーストライキを計画し、無事貫徹することができました。

音威子府地区においては、「住民の足、J Rの職場を奪う天北線廃止反対」、「反失業、雇用確保、不当差別、選別撤回闘争勝利」をスローガンに突入集会を開催し、村長をはじめ、社会党、社青同、他単産、地域共闘、国労家族会から激励の挨拶。さらに浜頓別からかけつけてくれた、社会党委員長からも天北線の廃止は認められない、共に闘うと挨拶され、突入者七名（清算事業団分会六名、J R音威子府地区一名）を代表して、渡部支部副委員長が、政府・当局が国会での「一人の職員も路頭に迷わせない」、「附帯決議」、「法律」が一切守られていない、職場は毎日、「何もないから自学自習」と当局が言い切っている。怒りをこめ、我々は職場、地域から団結をし、闘わなければ、首も雇用も守れないと、決意を述べ、元氣よくハンストに突入していきました。

この寒さの厳しい中、国労家族会は、二二時に全員で激励にかけつけ、ハンガーストライキ突入者全員に湯タンポの差し入れがあり、また、一四日（バレンタインデー）には、小学一年生の子供さんから、チョコレートが手渡され、その中に「おじさんみんなと一緒にガンバッテネ」とメッセージが書かれており、それを見た組合員が息をつまらせ、涙ぐむという場面もありました。

子供まで不安にさせる資本・当局を本当に許せない。子供の将来のため、家族のために闘わなければならないと再度考えさせられます。さらに浜頓別在住の年金生活者が苦しい実態の中にもありながら、「国労に対するゲキレイ・支援と多額のカンパ」がありました。

一五日の貫徹集会には、多くの仲間が集まり、さらに厳しくなる攻撃に対して、「闘いやめず、「生命と権利を守る」ために精一杯闘う事を確認し、四八時間のハンガーストライキを無事貫徹することができました。

清算事業団分会（全員八六名）では、昨年四月から、なんら変わっていない自学自習で日々を過ごさせられています。

当局の一貫して変わらない労務管理攻撃で再就職は二の次、清算事業団からの追い出しを狙って、イヤガラセ・アキラメを個人の中にもうえつけています。しかし、分会の小集団集会を通して、民間講座・個人面談は行く・行かないの議論では最終的に業務命令が発令され、強制的に行かされるし、上部組織も行くことで確認がされています。当局との交渉の中で、「どうせ最終的に行かされるのだから」とアキラメもありますが、基本的運動論で議論をしなければ、これからの闘いは前進しないとあります。（音威子府・A）